

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年10月12日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年8月16日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「みどり自然課、環境政策課が保有する令和5年4月21日から令和5年8月16日までの間の公益財団法人さいたま緑のトラスト協会（以下「協会」という。）に関するすべての文書（開示済みを除く。）（イベントに関するものを除く。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、17件の文書（別表の文書①から文書⑰までの文書。以下「本件文書」という。）を特定し、令和5年10月12日付けで文書①及び文書②、文書④及び文書⑤、文書⑦から文書⑩まで、文書⑬及び文書⑭並びに文書⑰については条例第10条第1号に該当するとして、文書③及び文書⑥については条例第10条第1号又は第2号に該当するとして、文書⑫及び文書⑮については条例第10条第2号に該当するとして、文書⑯については条例第10条第1号又は第5号柱書きに該当するとして、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和5年11月22日付けで、実施機関に対し、文書①、文書②及び文書⑭の協会役員・評議員名簿の摘要欄の一部について、また、文書⑯及び文書⑰の協会の概要と経営状況のうち役員概要欄の一部について条例第10条第1号を理由に不開示とした部分に係る決定の取消し及び協会が発行する広報紙「グリ

ーンアルファ各号」及びリーフレット「緑のトラスト運動に御協力を」についても開示対象文書として開示するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和6年2月20日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和6年3月22日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、文書①、文書②及び文書⑭の協会役員・評議員名簿の摘要欄の一部について、また、文書⑯及び文書⑰の協会の概要と経営状況のうち役員概要欄の一部について条例第10条第1号を理由に不開示とした部分に係る決定の取消しの裁決を求める。

また、広報紙「グリーンアルファ」及びリーフレット「緑のトラスト運動に御協力を」等の資料は文書とすることが妥当である。文書ではないという根拠はない。

これらの印刷物については、過去に何度も請求した際にも公開されず、県に落ち度があることから、過去の請求分については自主的に遡及して公開するよう要求する。

(2) 審査請求の理由

役員、評議員の肩書は所属+役職から成り立っており、該当者（ボランティア）も所属+役職から成り立っている。条件は同一にもかかわらず、該当者以外の他の役員、評議員は開示しているがボランティアは役職を非開示としている。ボランティア以外の者と公平な扱い、均衡をとる扱いをするならば、他の役員、評議員と同様に開示すべきである。ボランティアと他の者との線引き、区別の根拠が曖昧であり、根拠を示さずにボランティアのみ非開示とした。他の者もボランティア同様、

公にして個人の権利・利益は侵害するおそれがないのか。なぜボランティアに関しては個人の権利・利益が侵害されるのか明確に示していない。

したがって、この役職に関する情報は、公にしても個人の権利・利益が害されるおそれがないと思料する。なぜなら、県はこれらの人物について氏名と〇〇号地代表を一对のものとして、県の費用で作成した「グリーンアルファ」、「緑のトラスト運動に御協力を」において、県の政策として長年にわたり積極的に広報（公開）してきたものである。

みどり自然課の担当者が、グリーンアルファを文書として認識せず、また、記述内容を理解していないため、今回、条例第10条第1項に該当するとして非開示にした。

また、協会が発行する広報紙「グリーンアルファ」及び県と協会が発行するリーフレット「緑のトラスト運動に御協力を」は、県が協会に委託及び補助金を交付して発行しているものであり、かつ、委託事業及び補助金の実績報告に添付すべき資料、公文書である。実績報告書の添付資料（文書）であることと、有償頒布の印刷物ではないことから公文書とすることが妥当である。情報提供の対応や教示もなく公開しなかったのは明らかに条例に違反した行為である。

(3) 反論書の趣旨

摘要欄のボランティアスタッフの役職は、一般に公にされているものであり、氏名と協会のボランティアだけですでに個人が特定されている。これらの情報については、県の所有する「緑のトラスト運動に御協力を」、「グリーンアルファ」で氏名、ボランティアスタッフ、号地代表者で広く一般に周知している。県の主張する埼玉県情報公開条例第10条第1号には該当しない。仮に特定の個人を識別できなとしても公にすることが、個人の権利利益を害するおそれはないと思われる。

また、「グリーンアルファ」及び「緑のトラスト運動に御協力を」は、県が作成し、保有（所有）しているから開示すべきである。県（みどり自然課）は、これらの印刷物を文書として認識しておらず、これまで2年間にわたり情報公開請求してきたが一度たりとも公開していない。審査請求書を提出するときにみどり自然課の

担当者に確認したところ公文書であるとの明言や認識がなかった。すなわち、文書と認識していないので、開示していないだけのことである。

「グリーンアルファ」及び「緑のトラスト運動に御協力を」は、実績報告書等の添付資料である。通常、補助金交付要綱や委託契約書には、印刷物のような成果品は、添付又は PDF 等で提出することを義務付けているのが一般的である。県の主張は、委託業務契約第 6 条（業務の調査等）の規定に基づき、成果品の納品時の検査や成果品を提出させることができるにもかかわらず、文書がないと言っているのに等しいのである。

「緑のトラスト運動に御協力を」は、県費で協会に委託して作成したものであり、すなわち県が作成したものである。委託契約書に所有権の移転の特別な記載がないので、委託した成果品の所有権は県にある。当該文書が納品された時点から県の所有となり、今でも県の所有と解するのが妥当である。協会は、これらの文書を県から預かり、県の認めた範囲内で活用、配布している。また、「グリーンアルファ」及び「緑のトラスト運動に御協力を」は、県の管理の下、みどり自然課、県民案内室をはじめ、県の出先機関等に置かれ活用、供覧、提供されている。なお、「緑のトラスト運動に御協力を」は全 20 ページであるが、そのうち県に関する記述が 16 ページ、協会に関する記述が 4 ページであり、2 ページ目は、知事挨拶となっている。発行元や問い合わせ先も県、みどり自然課が先に記載されており、誰が見ても県の発行物である。この文書に関しては、みどり自然課職員が県民からの問い合わせに常に対応する形態となっている。また、協会から随時県（みどり自然課）に渡されている。したがって、これらの文書は、常に県が保有しているのであって、開示されなかったのは、県が、文書であると認識していなかっただけでなく、この文書を保有・管理していることさえ認識していない証拠である。

これまでの情報公開請求で開示されてこなかった過去分についても県は、訂正し、開示すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分で開示した協会の役員、評議員が記載された名簿等については、協会のホームページで公開されている役員名簿及び評議員名簿に記載された役職、氏名、肩書等の情報に基づき開示したものである。そのため、そこに記載されていないもので、特定の個人を識別することができる情報については埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当し不開示としたものである。

(2) 「グリーンアルファ」は県の補助金を用いて協会で作成し、発行される。

「グリーンアルファ」の作成・発行を含め補助事業が完了した際には、「補助金等の交付手続き等に関する規則」及び「公益財団法人さいたま緑のトラスト協会補助金交付要綱」に基づき、協会は県に対し補助事業の成果として実績報告書を提出することとしている。実績報告書は同要綱で定めた所定の様式に基づき提出することとしており、補助事業に要した経費の精算に関する事項として請求書など支出の根拠書類が添付されているが、成果物を添付するという定めはない。そのため、実績報告書に「グリーンアルファ」は添付されていない。

次に「緑のトラスト運動に御協力を」は県の業務委託に基づき協会で作成されるものである。

「緑のトラスト運動に御協力を」の作成を含め業務を完了した際には、契約書に基づき、協会は県に対し業務実績報告書及び業務経費決算書を提出することとしている。業務実績報告書及び業務経費決算書は同契約書で定めた所定の様式に基づき提出することとしているが、成果物を添付するという定めはない。そのため、実績報告書に「緑のトラスト運動に御協力を」は添付されていない。

よって、「グリーンアルファ各号」及び「緑のトラスト運動に御協力を」は、実績報告書の添付資料として存在しないため、請求人の主張はあたらない。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

文書①から文書⑰までの文書は、みどり自然課が保有する令和5年4月21日から同年8月16日までの間の協会に関する公文書である。

審査請求人は本件処分のうち、文書①、文書②及び文書⑭の協会役員・評議員名簿の摘要欄の一部について、また、文書⑯及び文書⑰の協会の概要と経営状況についてのうち、役員 of 摘要欄の一部について条例第10条第1号を理由に不開示とした部分に係る決定の取消しを求めている。

また、協会が発行する広報紙「グリーンアルファ」各号及びリーフレット「緑のトラスト運動に御協力を」についても開示対象文書として開示するよう求めている。そこで、本件処分の妥当性について以下検討する。

(2) 本件処分について

本件処分は、文書①、文書②及び文書⑭の協会役員・評議員名簿の摘要欄の一部について、また、文書⑯及び文書⑰の協会の概要と経営状況についてのうち、役員 of 摘要欄の一部について条例第10条第1号に該当することを理由に不開示としたものである。そこで以下条例第10条第1号について検討する。

ア 条例第10条第1号について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、

当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

また、「埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準」の「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」によると、特定の個人を識別することができる情報等について、「『個人に関する情報』とは、（・・・略・・・）個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。」としている。

イ 条例第10条第1号該当性について

当審査会において文書①、文書②、文書⑭、文書⑯及び文書⑰を見分したところ、特定の個人がボランティアスタッフとして所属する活動場所及び役割に関する情報等（以下「個人の活動場所等」という。）が記載されていることが認められた。

実施機関の説明によると、個人の活動場所等の開示の可否については、条例第10条第1号ただし書イの規定に基づき、協会のホームページ等で公開されている情報を「慣行として公にしている情報」として開示しているとのことであった。そこで当審査会が条例第26条第4項の規定に基づき、「協会における個人の活動場所等の開示の基準」について、実施機関を通じて協会に調査を実施したところ、「ボランティアスタッフの活動場所及び役割については、広く一般的に公開するものとして協会では扱っておらず、内諾を得ていないものについては原則非公開として扱っている。」との回答を得た。

ウ 以上のことから、個人の活動場所等はいずれも組織体の構成員としての個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情も認められない。よって実施機関が本件処分について、条例第10条第1号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(3) 本件文書に係る請求対象外の該当性について

本件処分は広報紙「グリーンアルファ」及びリーフレット「緑のトラスト運動

に御協力を」について、条例第2条第2項に該当しないことを理由に本件開示請求の対象文書としなかったものである。そこで以下条例第2条第2項について検討する。

ア 条例第2条第2項では、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（・・・略・・・）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（・・・略・・・）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（・・・後略・・・）」と規定している。

イ 本件文書の請求対象外とされた部分のうち、広報紙「グリーンアルファ」については、県の「補助金等の交付手続等に関する規則」及び「公益財団法人さいたま緑のトラスト協会補助金交付要綱」に基づき補助金の交付対象とされた協会の補助事業において作成されたものである。また、同規則及び同要綱において当該補助事業の成果物を県に提出することを求めていることから、実施機関では当該広報紙を作成及び取得していないと認められる。

ウ これに対して、リーフレット「緑のトラスト運動に御協力を」は、県と協会の間で令和5年4月1日に締結された「緑のトラスト保全地保全管理及び緑のトラスト基金募金・広報活動業務委託契約」の業務において作成されたものである。

当審査会が調査したところ、同契約書第1条第3項では「契約の目的物がある場合には甲に引き渡すものとし、」と規定しているが、同契約書に付帯する仕様書において、当該リーフレットについては「リーフレット及び寄附申込書を作成し、各種イベント等において寄附の呼び掛けを行う。」としており、協会が作成した当該リーフレットを県に引き渡すことを目的とした仕様とはしておらず、当該リーフレットは「契約の目的物」でないことから、県に引き渡しはされていない。

また、業務完了の際に協会から県に提出される業務実績報告書及び業務経費決算書にリーフレットを添付するとした定めがないことから、当該リーフレットは県に提出されていない。以上のことから実施機関は当該リーフレットを作成及び取得していないと認められる。

エ　ところで、広報紙「グリーンアルファ」及びリーフレット「緑のトラスト運動に御協力を」は実施機関をはじめとする県の機関等で配架されている。これについて実施機関の説明によると、当該広報紙及びリーフレットは協会から預かっているものであり、実施機関が保有する公文書としては扱っていないとのことであった。

「埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準」の「第2　公文書該当性に関する判断基準」によると、「一時的に文書を借用し、又は預かっている場合等、当該文書を支配していると認められない場合は、『保有している』には当たらない。」としている。

当該広報紙及びリーフレットは、県が協会から預かった上で県の施設等で配架していることから、実施機関が保有しているものとは言えないと解する。

オ　以上の点から判断すると、当該広報紙及びリーフレットは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書とは言えず、さらに当該実施機関が保有しているものとは認められないことから、条例第2条第2項に規定する公文書の定義に合致しない。したがって、実施機関が開示請求の対象に含めなかった判断は妥当である。

(4) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

武市 周作、今泉 千晶、安原 陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年2月20日	諮問(諮問第370号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年3月22日	実施機関から意見聴取及び審議(第一部会第169回審査会)
令和6年4月25日	審議(第一部会第170回審査会)
令和6年5月23日	審議(第一部会第171回審査会)
令和6年6月27日	審議(第一部会第172回審査会)
令和6年7月25日	審議(第一部会第173回審査会)
令和6年9月3日	答申

別表

文書番号	公文書の名称
文書①	令和5年度 指定出資法人の実態調査について
文書②	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 変更届出書（役員等の変更）の提出について
文書③	令和5年度 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会「令和4年度 事業報告等」に係る審議会への提出について
文書④	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会理事の推薦等について
文書⑤	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 令和5年度 第1回理事会 配付資料一覧
文書⑥	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 令和5年度定時評議員会 配付資料一覧
文書⑦	公文書開示決定等期間延長通知書の送付について
文書⑧	公文書の開示決定及び部分開示決定に係る文書課長への協議について
文書⑨	公文書開示決定通知書の送付について
文書⑩	公文書部分開示決定通知書の送付について
文書⑪	審査請求に係る弁明書の送付及び反論書の提出について
文書⑫	「緑のトラスト募金」のポスター及びチラシ作成等に係る業者の選定について
文書⑬	さいたま緑のトラスト基金「緑のトラスト募金」について
文書⑭	【環境政策課ㄨ8/10】 第三セクター等の状況に関する調査について
文書⑮	「緑のトラスト募金」ポスター・チラシの初校の校正について
文書⑯	【ㄨ7/11（火）】 指定出資法人の決算等知事報告照会
文書⑰	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 令和5年度 法人の経営状況等の報告の作成と知事説明について